

「75歳以上の医療費窓口負担2割化」中止！
憲法9条改憲ストップ！

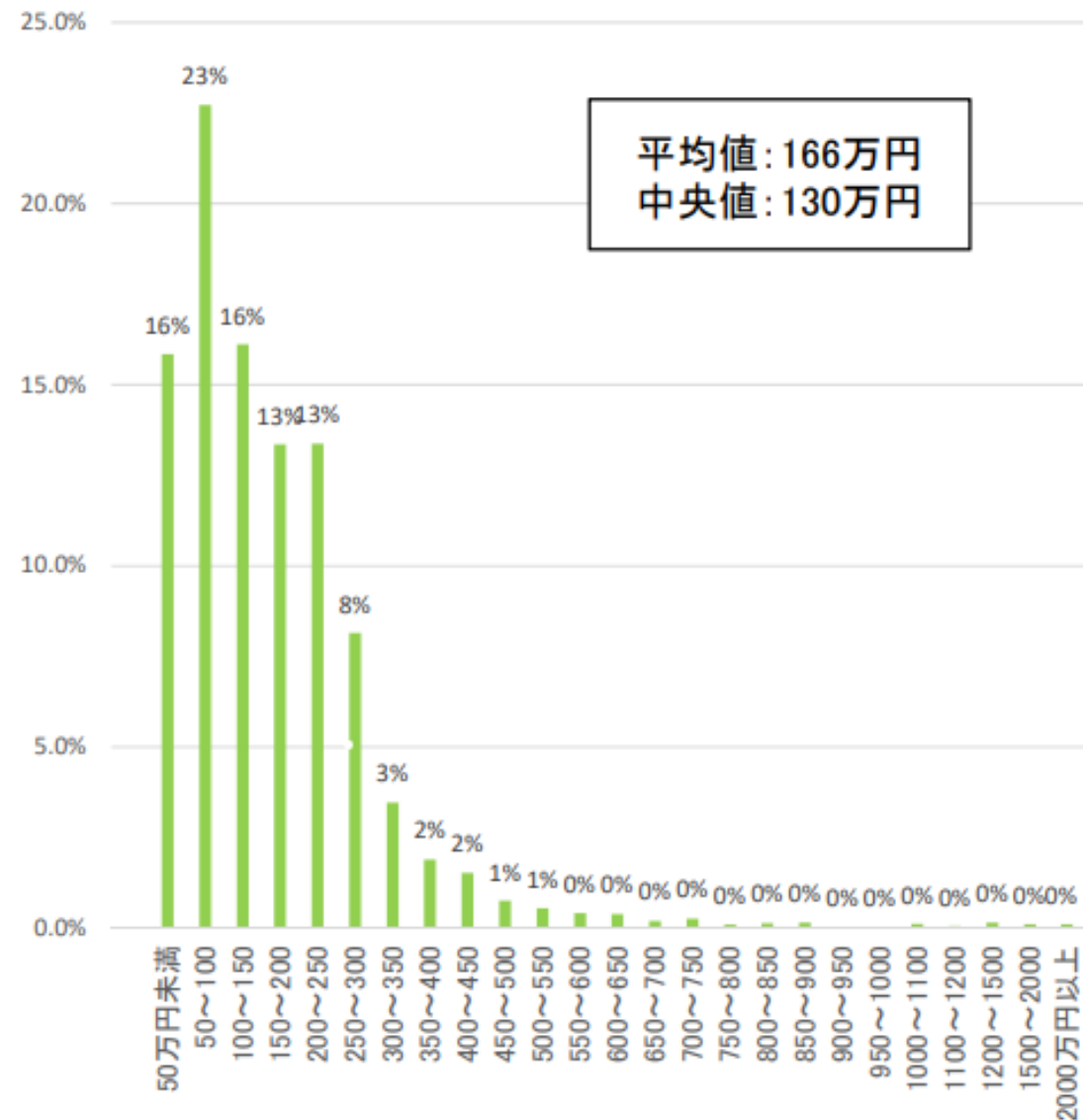
現時の医療・社会保障改悪、憲法改悪に
反対する世論を広げるために

全国保険医団体連合会
会長 住江憲勇

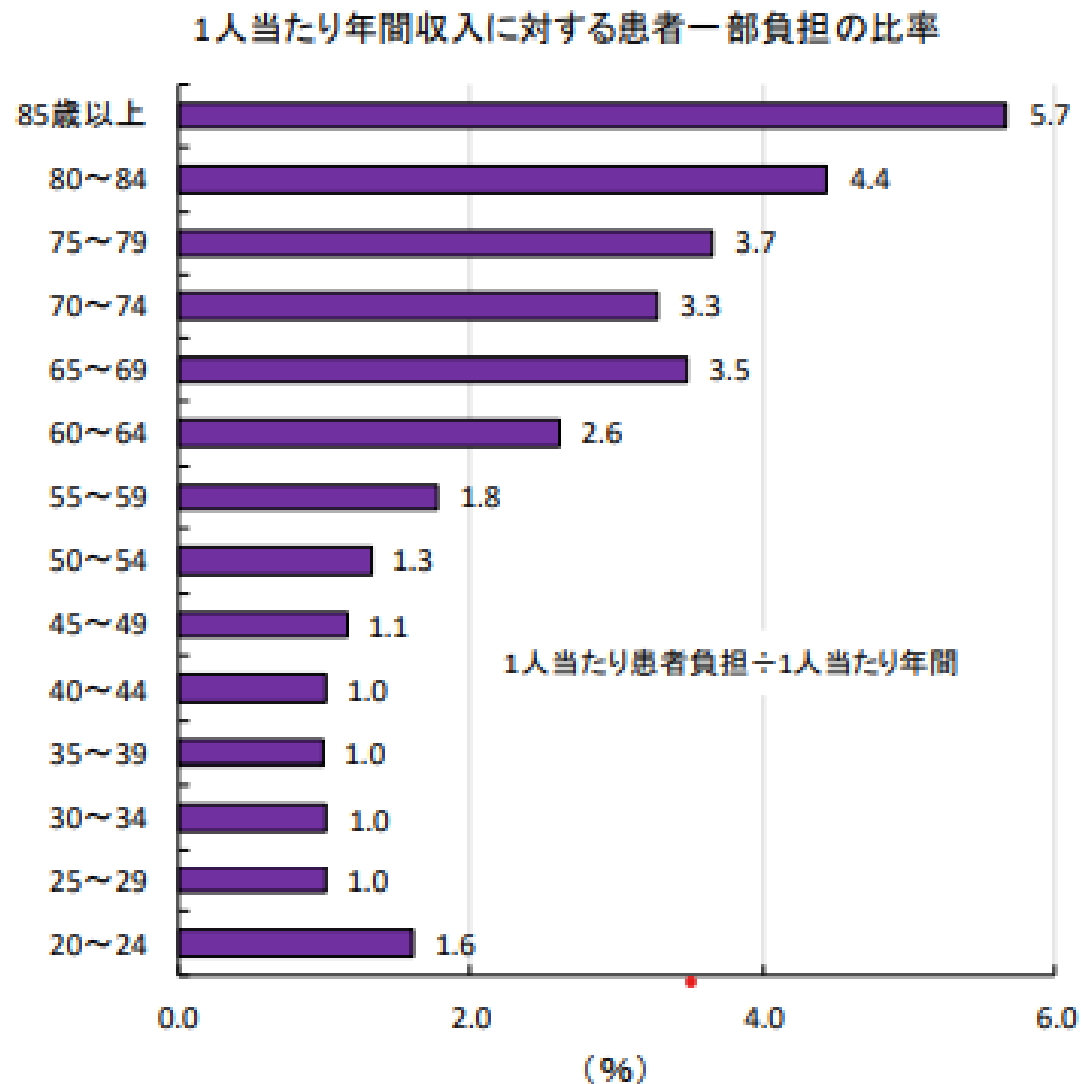
2022.5

75歳以上の年収分布(令和3年1月13日 第139回社会保障審議会医療保険部会資料より)

＜75歳以上個人の収入額の分布＞



医療費負担率(全世代型社会保障検討会議(第11回)令和2年11月24日・日医資料より)



*患者負担は厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～」
年間収入は2020年9月16日 社会保障審議会医療保険部会資料より、国民生活基礎調査の
厚生労働省保険局特別集計。

75 歳以上窓口負担 2 割化緊急アンケート結果

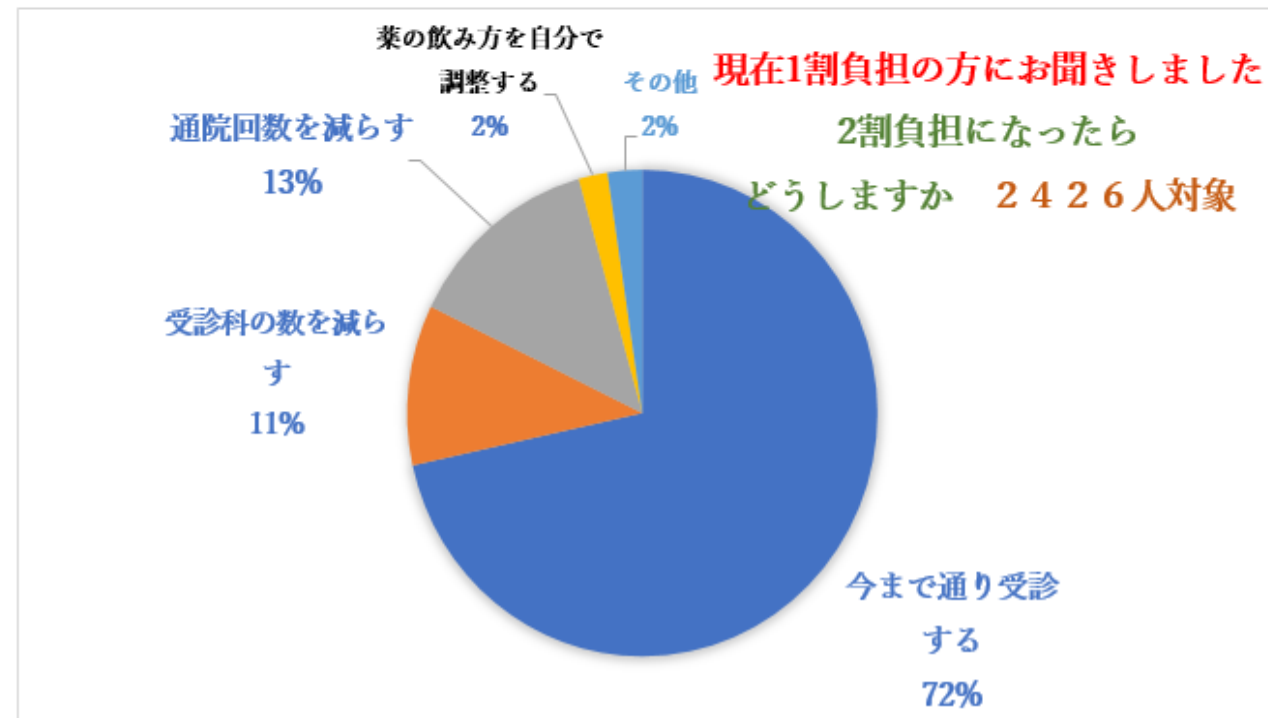
2021.4.21 日本高齢期運動連絡会

後期高齢者緊急アンケート 3200 名の方から回答が寄せられました

うち現在窓口負担 1 割負担の方(2,426 名)の方にお聞きしました

約 3 割の方が受診控えと回答

受診控えで疾病が重度化し、医療費が増える可能性も十分ある。



社会保障改悪反対世論をどれだけ大きく出来るか。



- ・自公政権そしてその補完勢力が推進する新自由主義がどれだけ厳しい現実を国民に強要しているか。
- ・大企業、富裕層に富が集中する今の日本の新自由主義政治・経済・財政運営が国民生活にとってどれだけ脅威になっているか。
- ・いやいや日本社会自体の持続可能性そのものの脅威となっているか。



この危機の共有



この危機をもたらす資本主義社会の本質的・根源的矛盾を共有

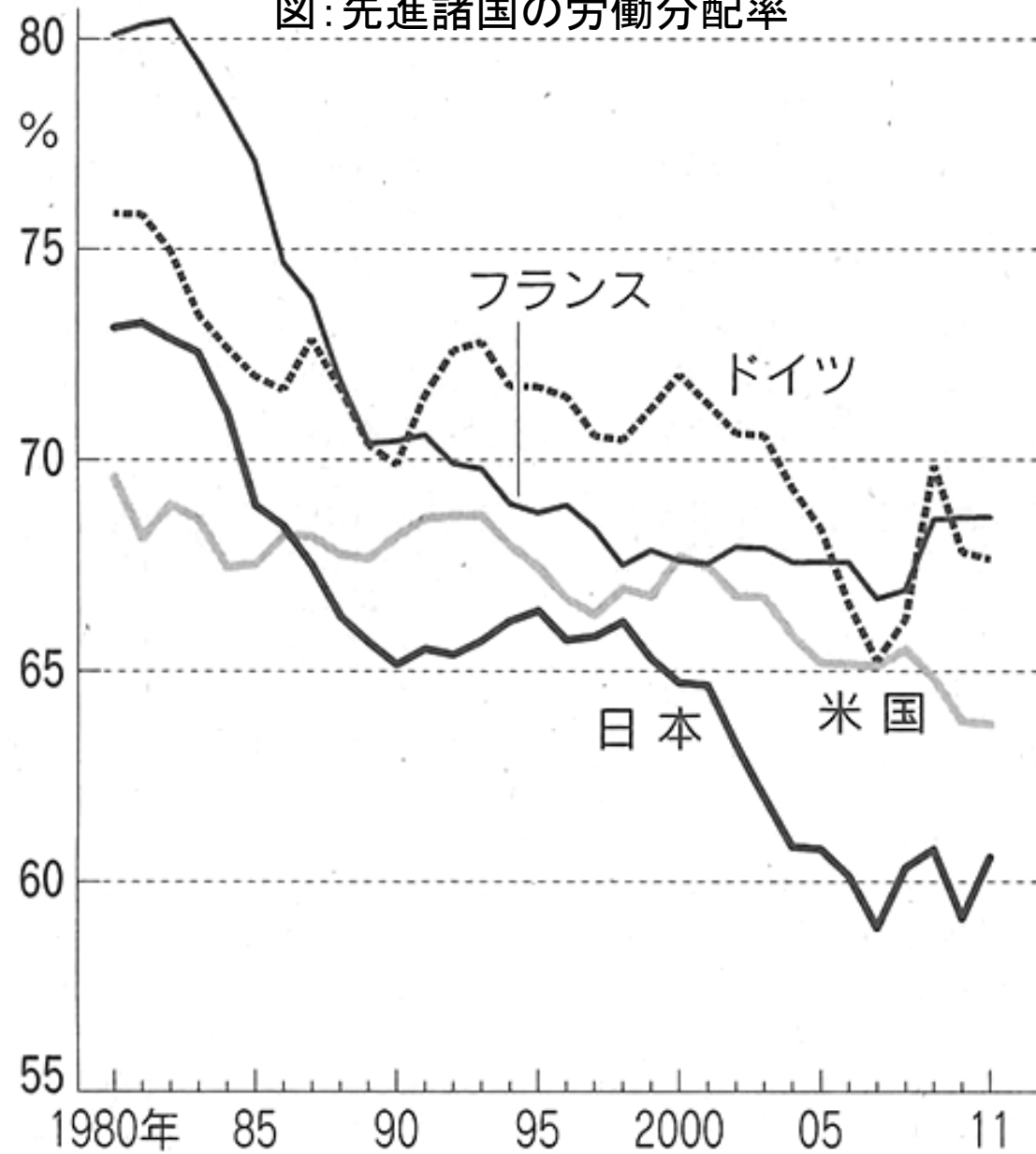


ここに世論を大きくする原動力がある。



参議院選挙にも。

図：先進諸国の労働分配率

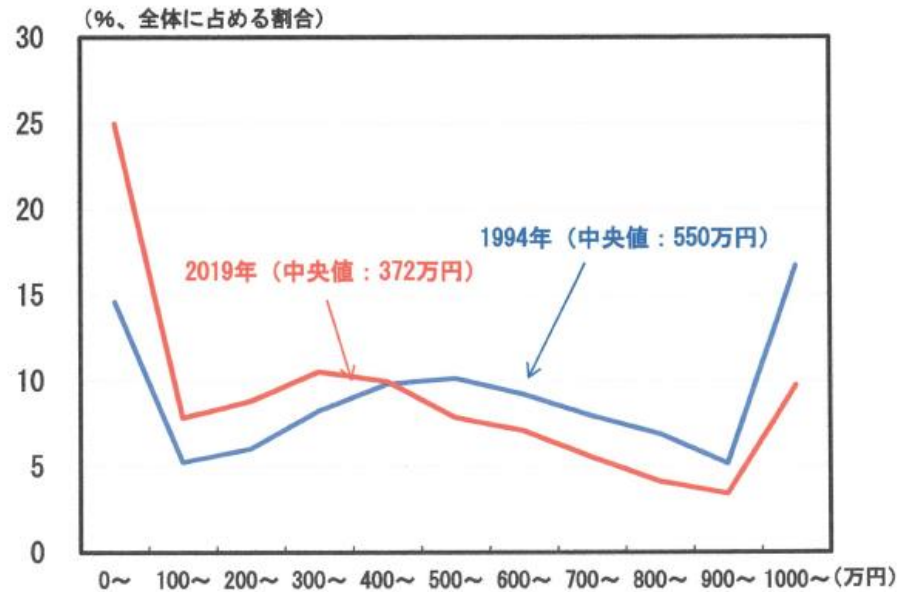


(出所) OECD

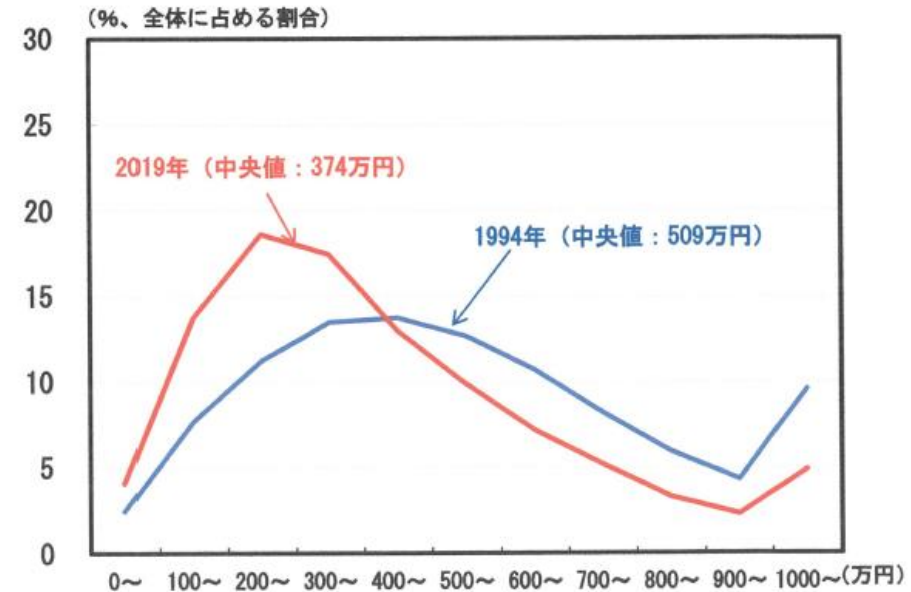
全世帯・所得分布

- 1994年から2019年の25年間で、「全世帯」の所得分布は、65歳以上の高齢者世帯（20%→36%）や単身世帯の増加（26%→38%）に伴い低所得階級の割合が上昇。

全世帯・所得分布（再分配前）



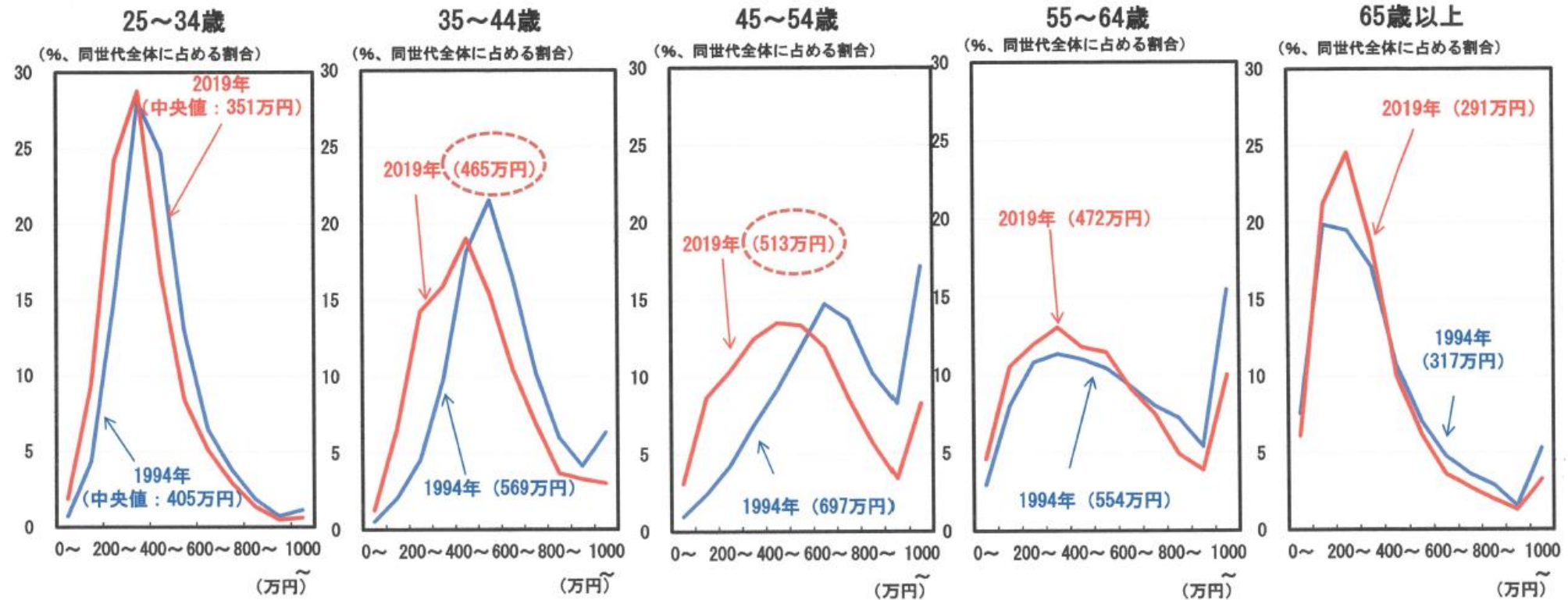
全世帯・所得分布（再分配後）



(備考) 総務省「全国家計構造調査」「全国消費実態調査」の個票を内閣府にて集計して作成。

年代別の世帯・所得分布（再分配後）

➤ 再分配後についても同様に、「35～44歳」、「45～54歳」の世帯における所得の中央値の減少が顕著。

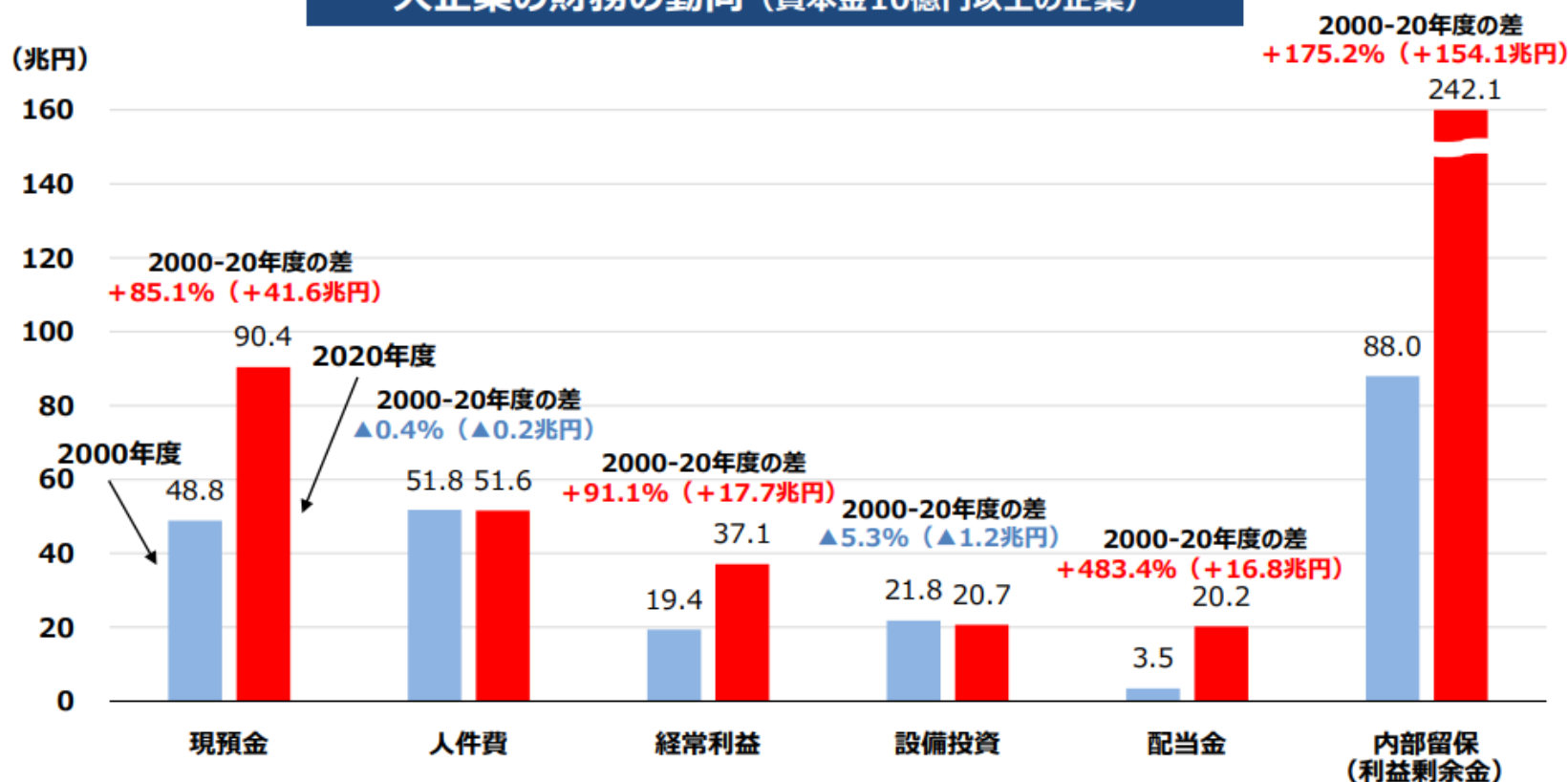


(備考) 1. 総務省「全国家計構造調査」「全国消費実態調査」の個票を内閣府にて集計して作成。世帯類型ごとの分布は各年齢階級全体に占める割合。1994年調査においては世帯の抽出率が一部考慮されていないため、世帯類型ごとの分布については世帯数を総務省「国勢調査」によって補正。
2. グラフの括弧内の数値は中央値。

大企業の財務の動向

- 2000年度から2020年度にかけて、大企業（資本金10億円以上）の現預金は85.1%の増加（+41.6兆円）、経常利益は91.1%の増加（+17.7兆円）、配当は483.4%の増加（+16.8兆円）。一方、人件費は0.4%の減少（▲0.2兆円）、設備投資は5.3%の減少（▲1.2兆円）。

大企業の財務の動向（資本金10億円以上の企業）



(注) 金融・保険業を除く数字。

現預金：現金・預金、流動資産の有価証券 人件費：従業員給与、従業員賞与、福利厚生費

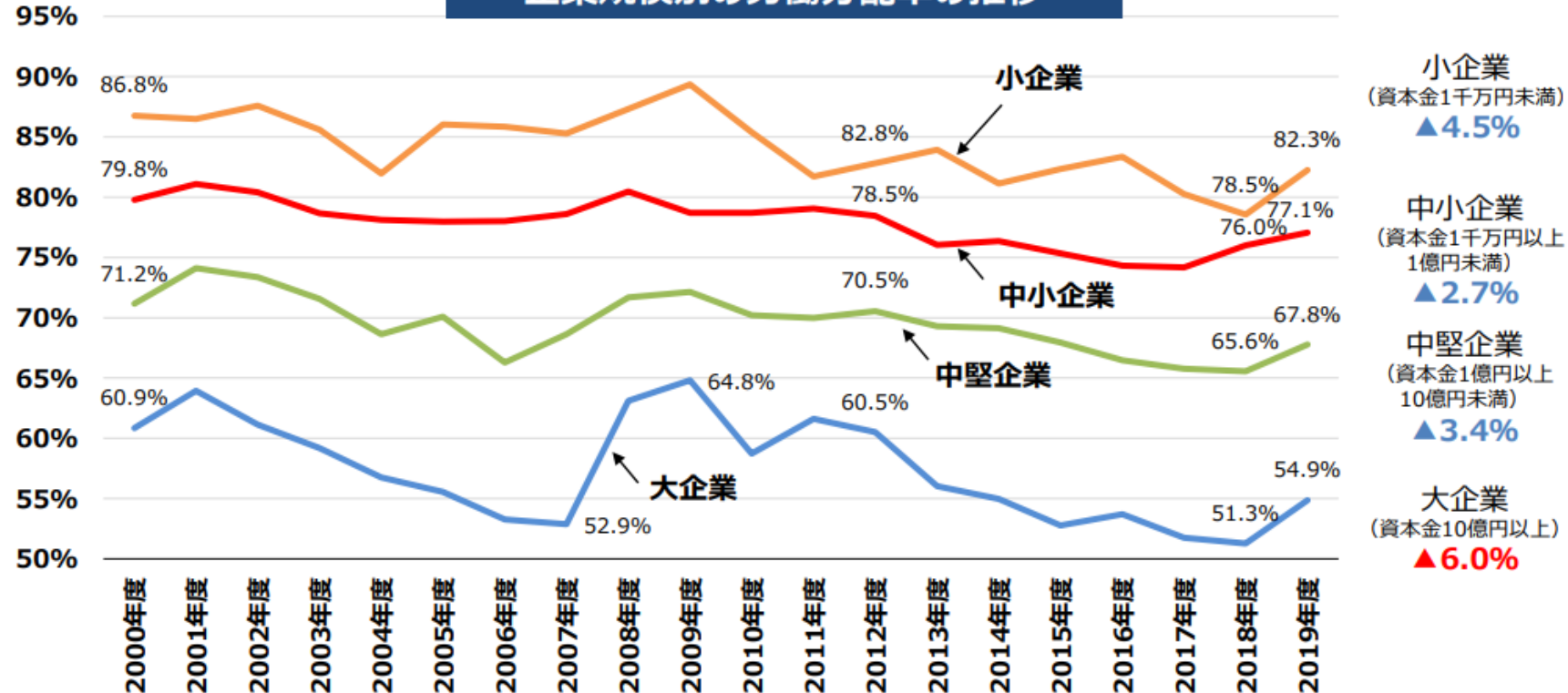
(出所) 財務省「法人企業統計調査」を基に作成。

日本の企業規模別の労働分配率

- 我が国の労働分配率を企業規模別に見ると、2000年度から2019年度にかけて、大企業（資本金10億円以上）は60.9%から54.9%に6.0%減少、中堅企業（資本金1億円以上10億円未満）は71.2%から67.8%に3.4%減少、中小企業（資本金1千万円以上1億円未満）は79.8%から77.1%に2.7%減少、小企業（資本金1千万円未満）は86.8%から82.3%に4.5%減少となっており、**大企業の減少率が最も大きい**。

労働分配率

企業規模別の労働分配率の推移

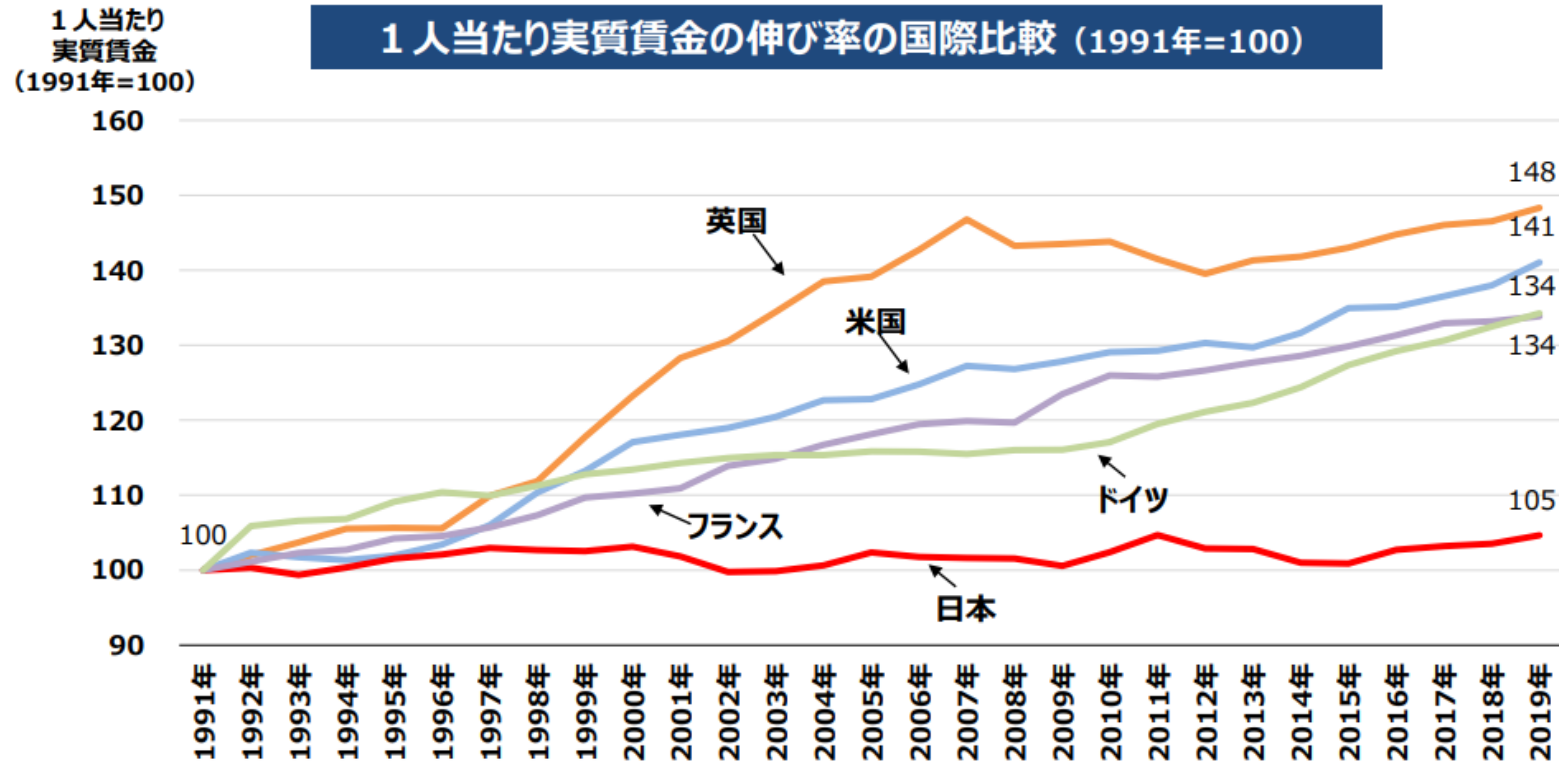


(注) 労働分配率：付加価値額に占める人件費（従業員給与＋従業員賞与＋役員給与＋役員賞与＋福利厚生費）の割合。

(出所) 財務省「年次別法人企業統計調査（令和元年度）」（2020年10月30日公表）を基に作成。

1 人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

○ 先進国の1人あたり実質賃金の推移を見ると、1991年から2019年にかけて、英国は1.48倍、米国は1.41倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍にとどまる。



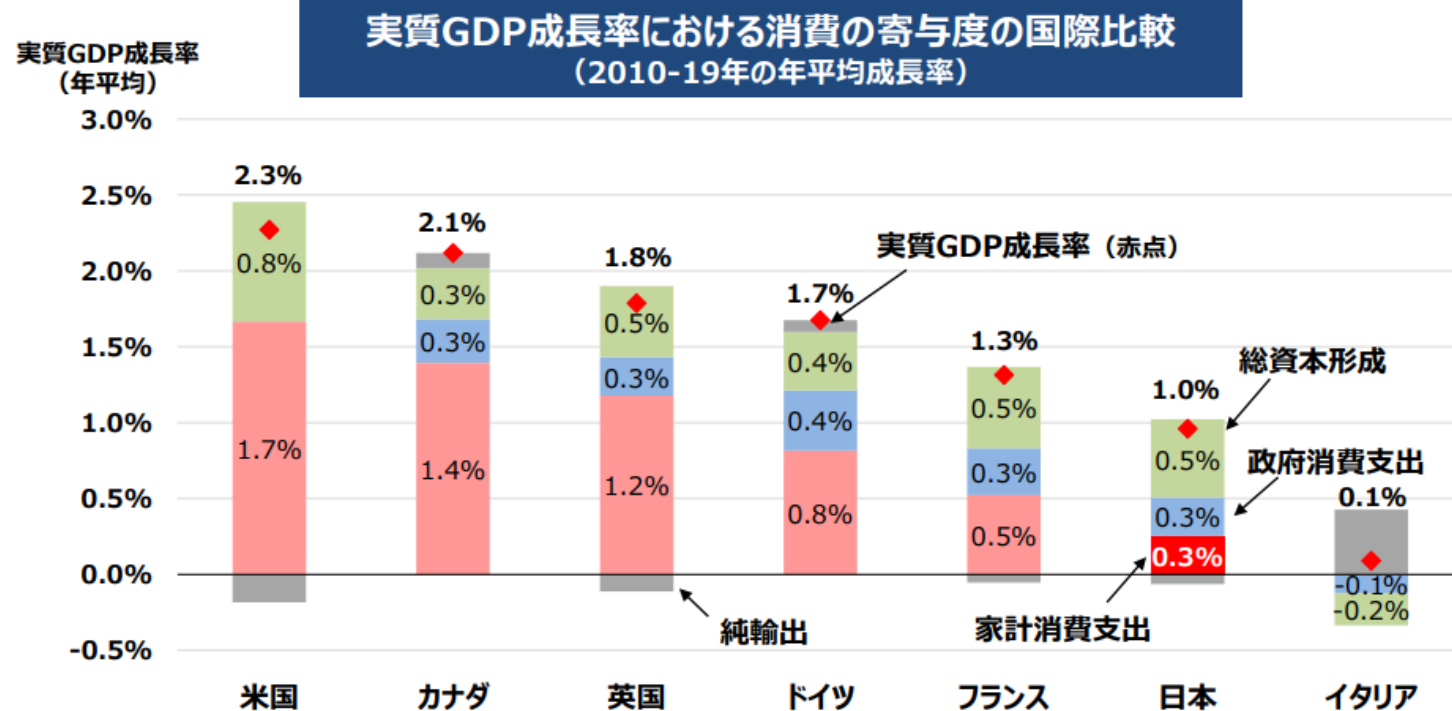
(注) 2019年の米国ドル(購買力平価ベース)により実質化した値。

国民経済計算における「賃金・俸給」を雇用者数で割った上で、雇用者の平均週労働時間に対するフルタイム雇用者の平均週労働時間の割合を乗じて計算された数値。

(出所) OECD.Statを基に作成。

実質GDP成長率における消費の寄与度の国際比較

- 日本の2010年代の年平均実質GDP成長率は1.0%。その内訳を見ると、家計消費の伸びは0.3%分にとどまり、米国（実質GDP成長率2.3%、うち家計消費の寄与1.7%）を始めとして他の先進国に比べると、**家計消費の伸びが弱い**。



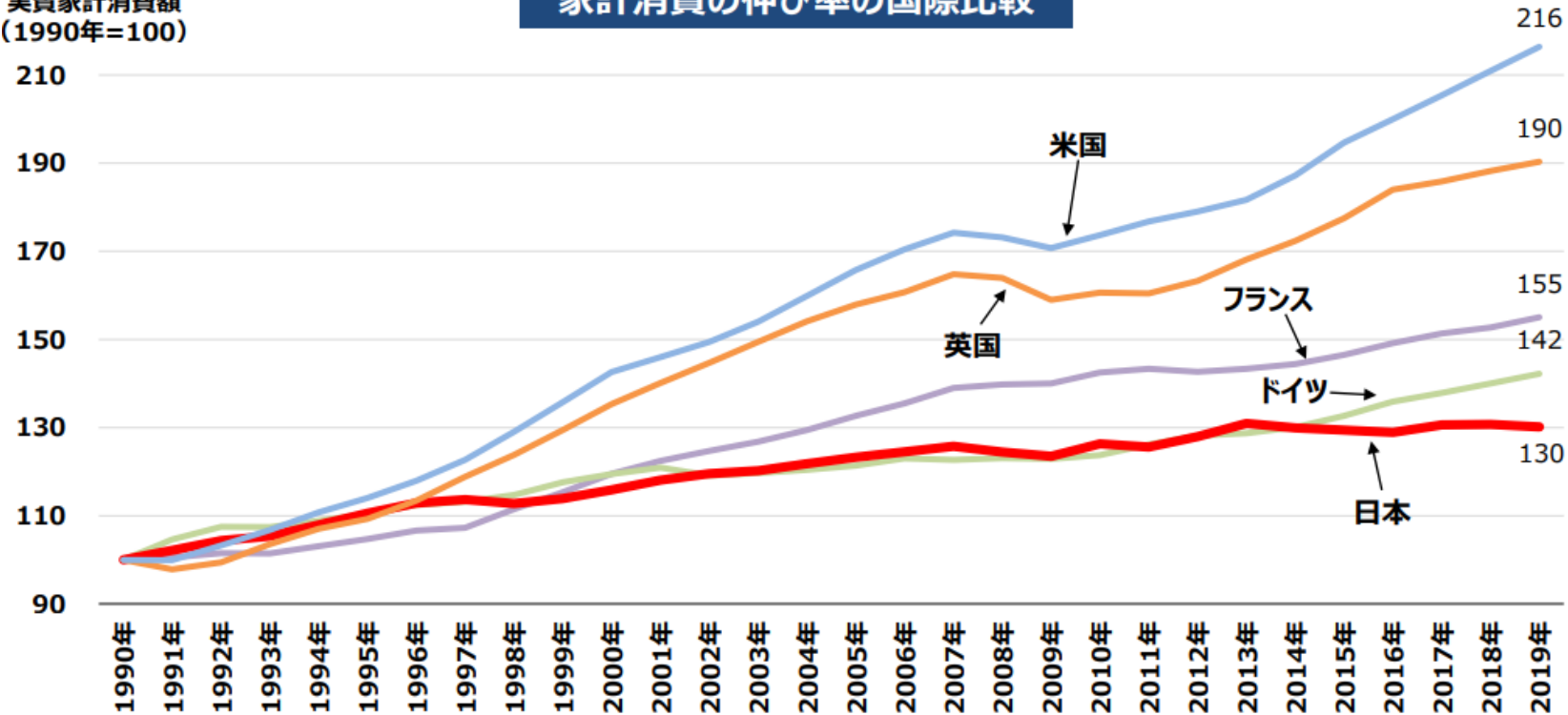
(注) 2015年を基準とした現地通貨ベースの実質GDP（支出側）。
家計消費は2015年を基準とした現地通貨ベースの家計最終消費支出（Household consumption expenditure）。対家計の民間非営利団体を含む。
総資本形成は、総固定資本形成と在庫変動の和。純輸出は、輸出－輸入。
実質GDPの年平均成長率を、各部門の寄与度によって按分しているため、例えば日本の家計消費自体が年平均0.3%で増加したという訳ではない。
(出所) UN Dataを基に作成。

家計消費の伸び率の国際比較

- 先進国の家計消費の動向を見ると、1990年から2019年にかけて、米国は2.16倍、英国は1.90倍、フランスは1.55倍、ドイツは1.42倍になったのに対して、日本の家計消費は1.3倍にとどまる。

実質家計消費額
(1990年=100)

家計消費の伸び率の国際比較



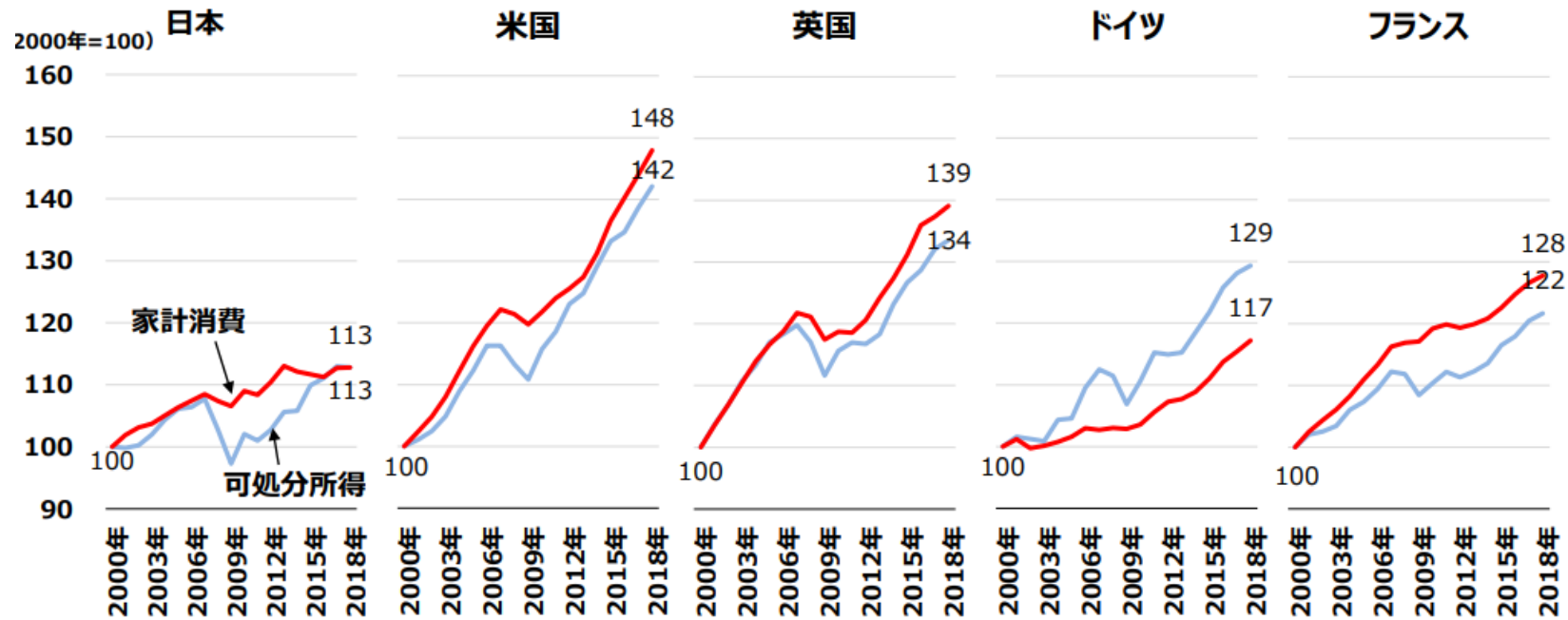
(注) 家計消費：Final consumption expenditure of households (家計最終消費支出)

(出所) OECD. Statを基に作成。

家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

- 先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。
- 日本の家計消費が伸び悩む理由は、**可処分所得の伸びが十分ではない**ため。

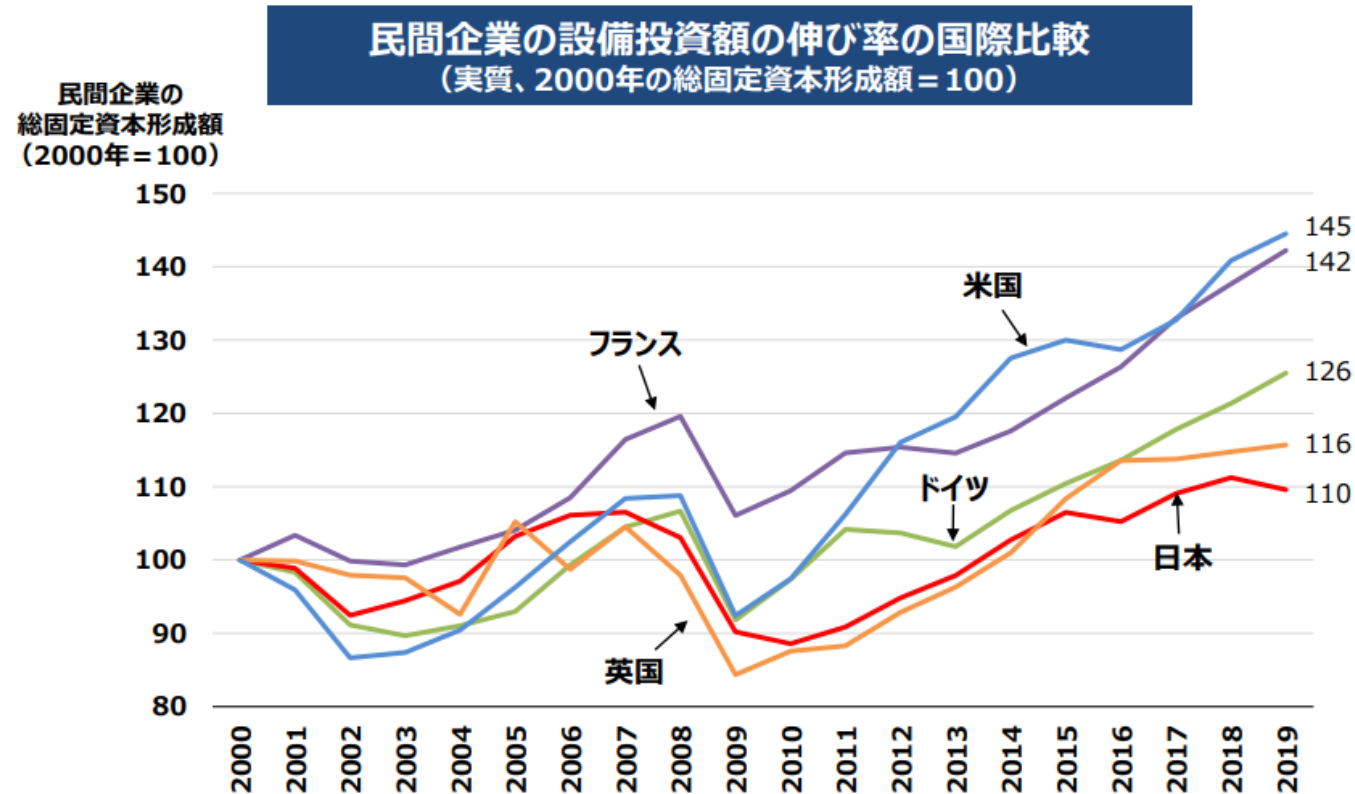
家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較 (2000年=100)



(注) 家計消費 : 2015年を基準とした現地通貨ベースの家計最終消費支出 (Final consumption expenditure of households)
可処分所得 : 2015年を基準とした現地通貨ベースの純可処分所得 (Net national disposable income)
(出所) OECD Statを基に作成。

民間企業の設備投資額の伸び率の国際比較

- 民間企業の設備投資額（総固定資本形成額）の推移をみると、2000年から2019年にかけて、米国は1.45倍、フランスは1.42倍、ドイツは1.26倍に伸びているのに対し、**日本は1.1倍にとどまる。**

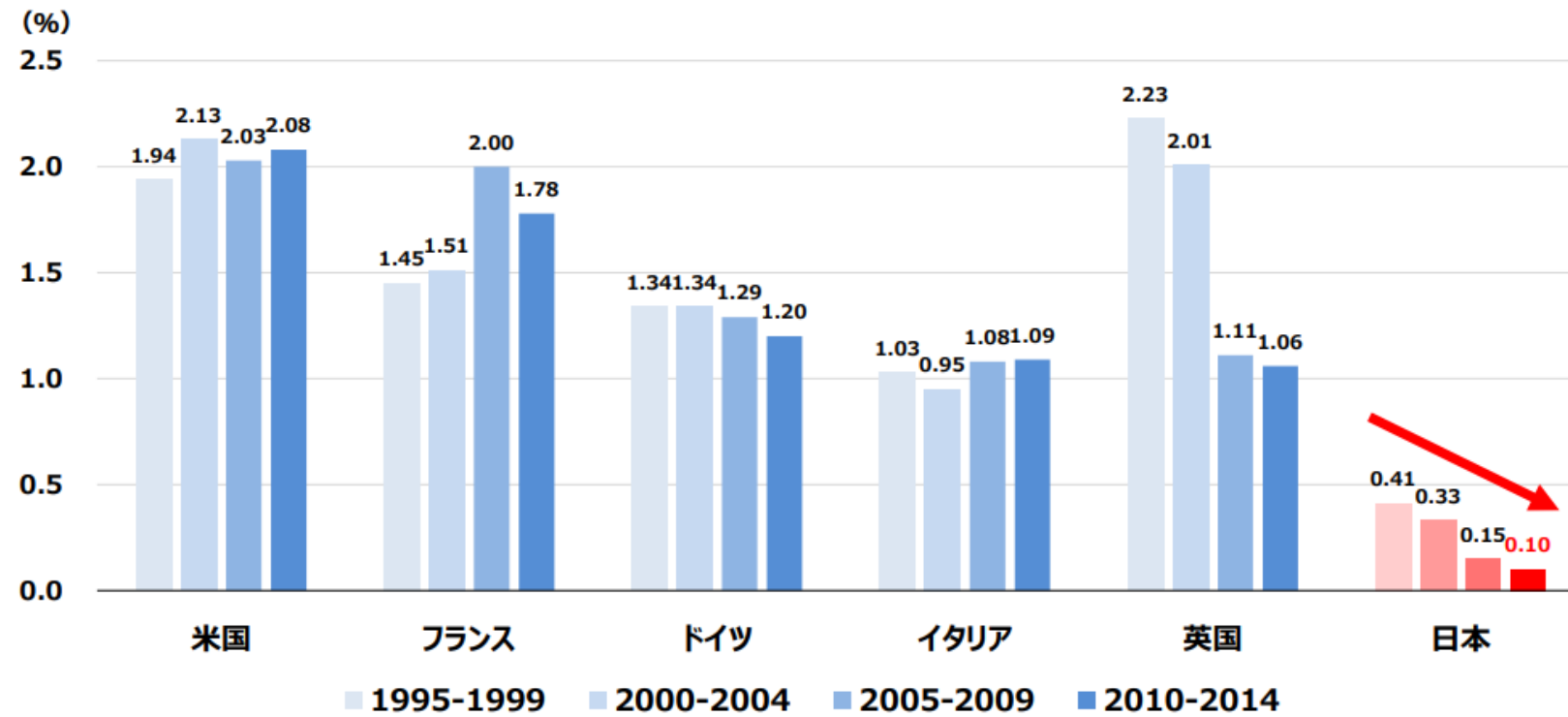


(注) 実質GDP(各国通貨、支出側)の総固定資本形成額(Gross fixed capital formation)のうち民間企業部門(Corporations)。
(出所) UN Data(実質GDP)、OECD Stat(総固定資本形成額の内訳)を基に作成。

企業の人材投資

- 日本企業の人的投資（OJTを除くOFF-JTの研修費用）は、2010-2014年に対GDP比で0.1%にとどまり、米国（2.08%）やフランス（1.78%）など先進国に比べて低い水準にある。かつ、近年更に低下傾向にある。

企業の人材投資（OJT以外）の国際比較（対GDP比）

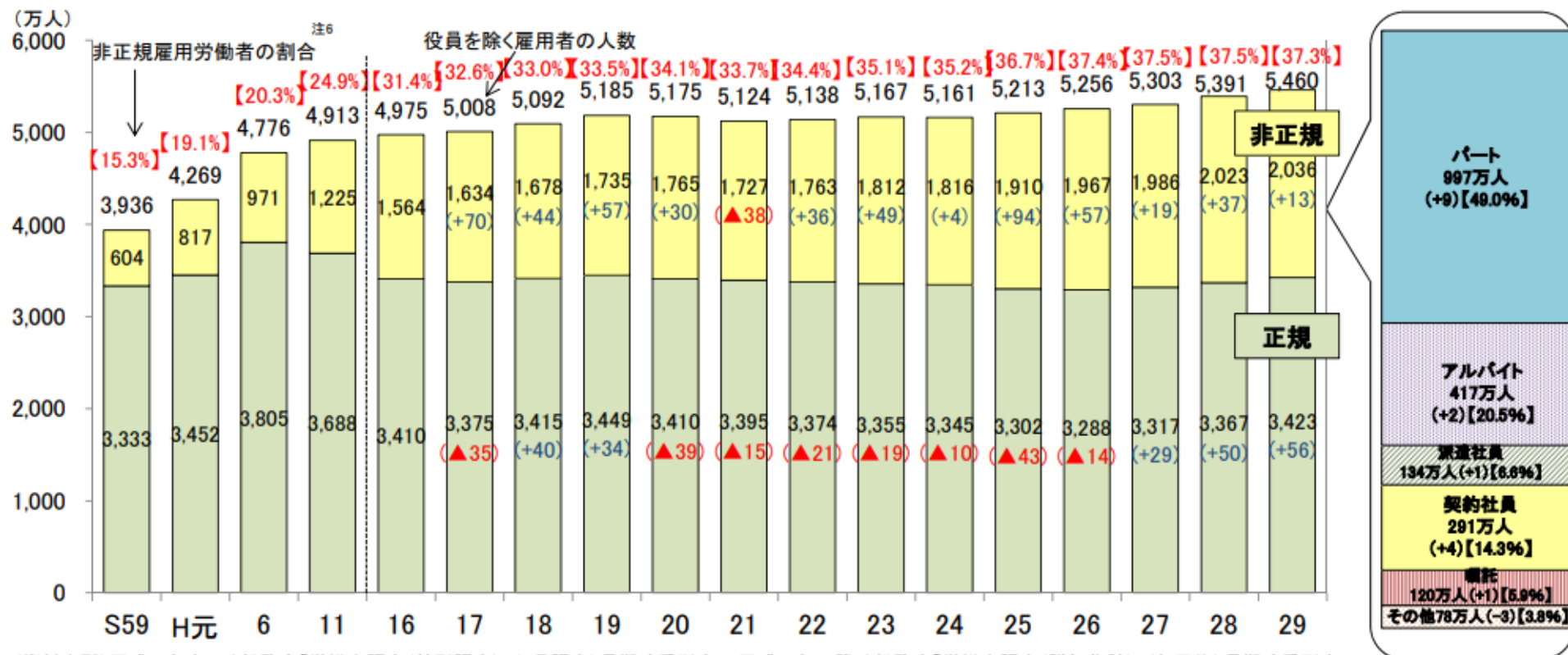


(注) 内閣府「国民経済計算」、JIPデータベース、INTAN-Invest database を利用し、学習院大学経済学部宮川努教授が推計
(出所) 厚生労働省「平成30年版 労働経済の分析-働き方の多様化に応じた人材育成の在り方について」を基に作成。

「非正規雇用」の現状と課題

【正規雇用と非正規雇用労働者の推移】

- 非正規雇用労働者は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加しています（役員を除く雇用者全体の37.3%・平成29年平均）。
- 正規雇用労働者は、平成26年までの間に緩やかに減少していましたが平成27年については8年ぶり増加に転じ、3年連続で増加しています。

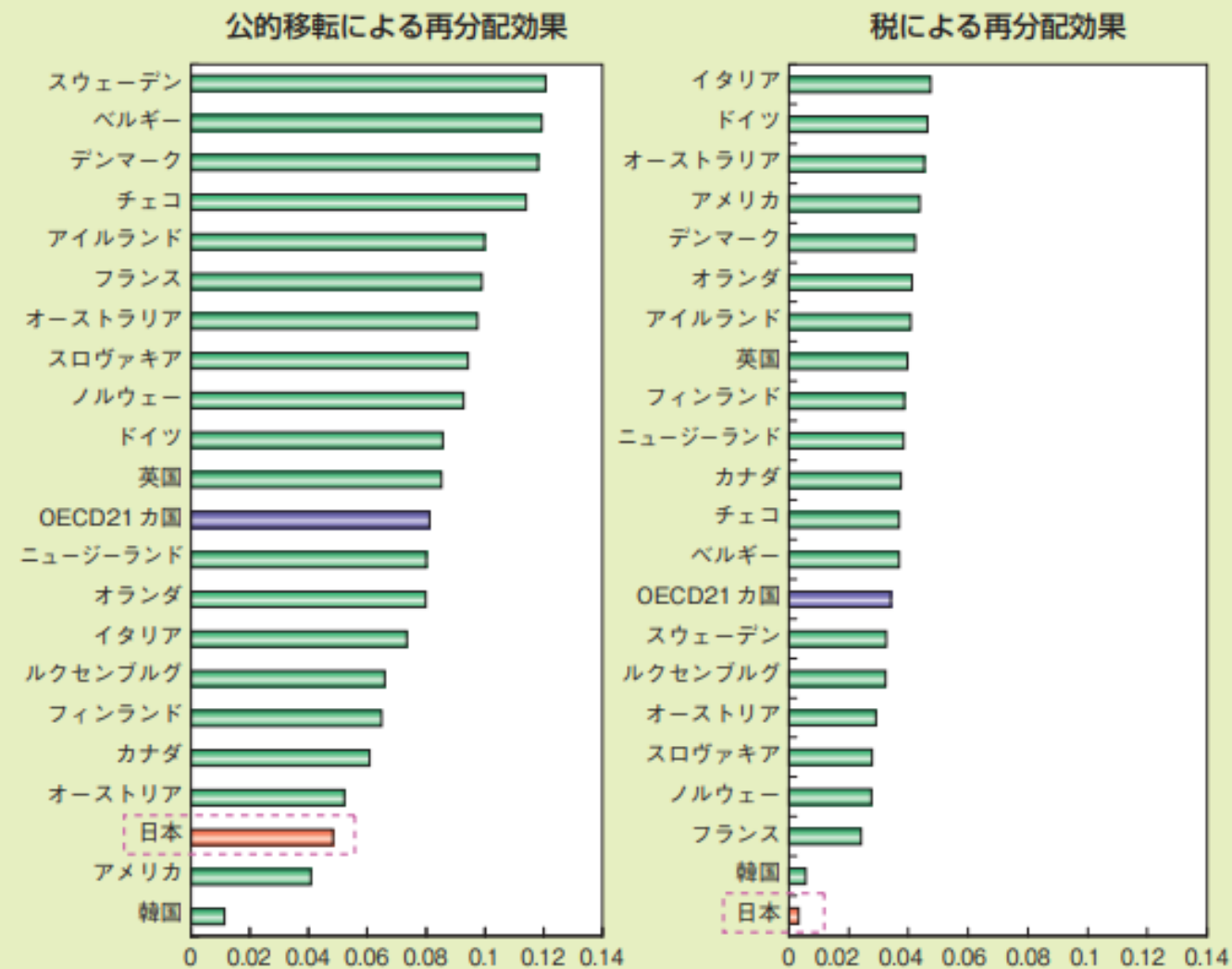


(資料出所)平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

- (注) 1) 平成17年から平成21年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
 2) 平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
 3) 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成27年国勢調査基準)。
 4) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 5) 正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 6) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 7) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

第3-2-13図 再分配効果の国際比較

我が国の再分配効果は国際的に見ても低い



(備考) 1. OECD "Growing Unequal?" により作成。
 2. ここでいう「公的移転」とは、年金を中心とする現金給付にほぼ等しい概念である。

日本の税と社会保険料による 再分配効果の脆弱性

1、税

- ・法人税減税

1989年 42% → 23.2%

- ・所得税減税・累進度低下

1989年 最高税率 60% → 45%

かつ、総合課税でなく分離課税

- ・逆進性を有する消費税への依存度

2020年度で消費税が基幹税化。

2、社会保険料

- ・国民年金は定額制

- ・健康保険料は一応所得比例負担ではあるが、累進度は低い。
即ち逆進性を有している。

日本は所得再分配（税・社会保障）が弱い アメリカに次ぐ貧困大国になっている



- 再分配前貧困率を改善する所得再分配 (%)
- 貧困率 (%)

<2021年11月26日

第3回新しい資本主義実現会議>

この40年来の新自由主義政治・経済・財政運営による貪ぼり
尽くす搾取の結果の今日の貧困と格差拡大である。従って今
求められているのは、労働分配率の改善、雇用の改善、所得
再分配機能の回復である。このことには頬かぶりし、分配の
ためにはまず成長戦略が先議であるとばかりに相変らずの大
企業・富裕層への富の集中を狙う新自由主義施策の全面展
開である。

<2021年12月3日 財政審建議>

岸田自公政権の社会保障観

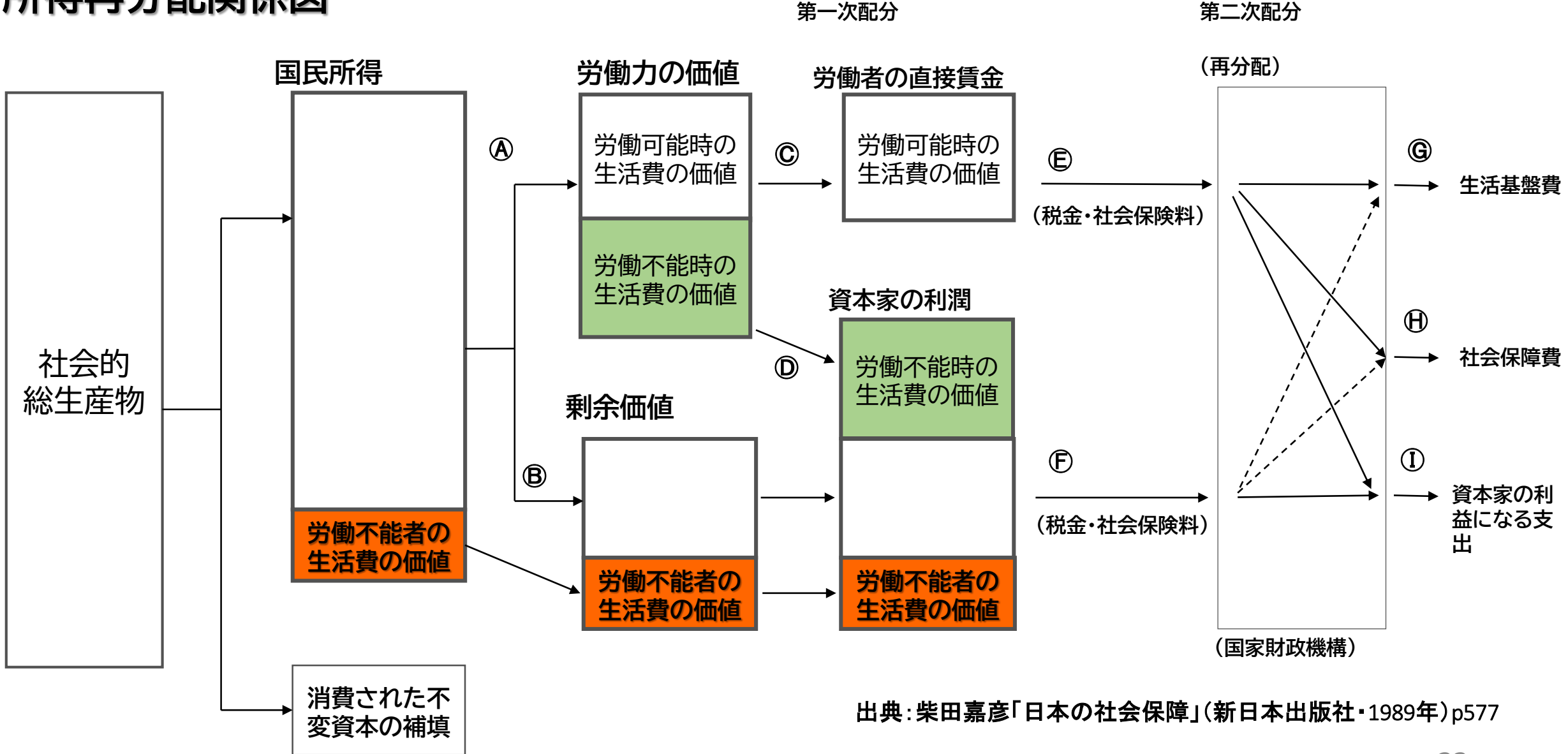
- ・社会保障制度は国民同士の支え合う制度であり、所得再分配概念はなし。
- ・かつ社会保険制度を単なる納付と給付の対応関係を明確にする制度と規定し、社会的扶養原理の概念もなし。
- ・このことは今日までの日本の社会保障制度の歴史的発展に対する挑戦であり、攻撃であり、愚弄である。

<2022年2月16日

財政審での財務省>

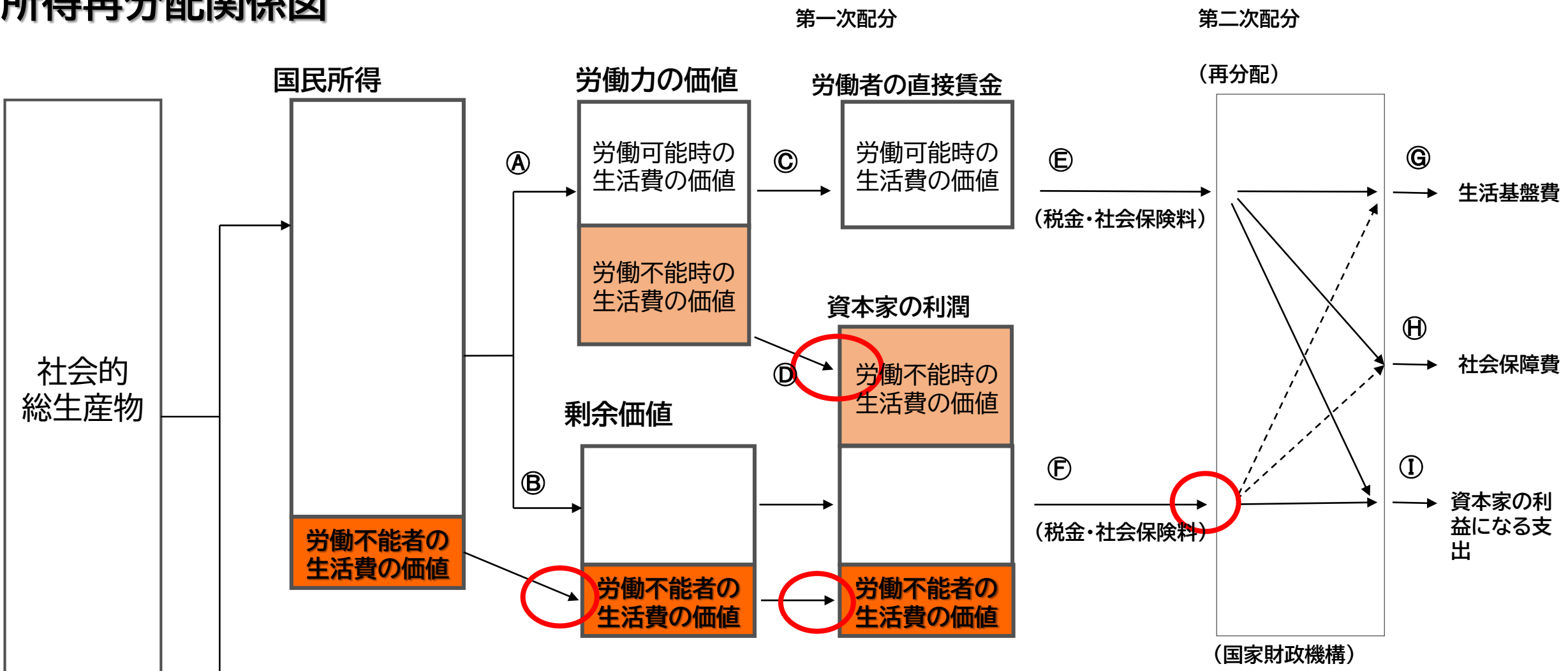
- ・12月3日の財政審建議方針に沿って実質的な社会保障費の伸びを「高齢化による増加分に収めた」(自然増2200億円削減)
- ・「今後取り組むべき最大のものは社会保障であり、給付の徹底的な効率化や医療提供体制の抜本的改革を行うべき」

所得再分配関係図



出典: 柴田嘉彦「日本の社会保障」(新日本出版社・1989年) p577

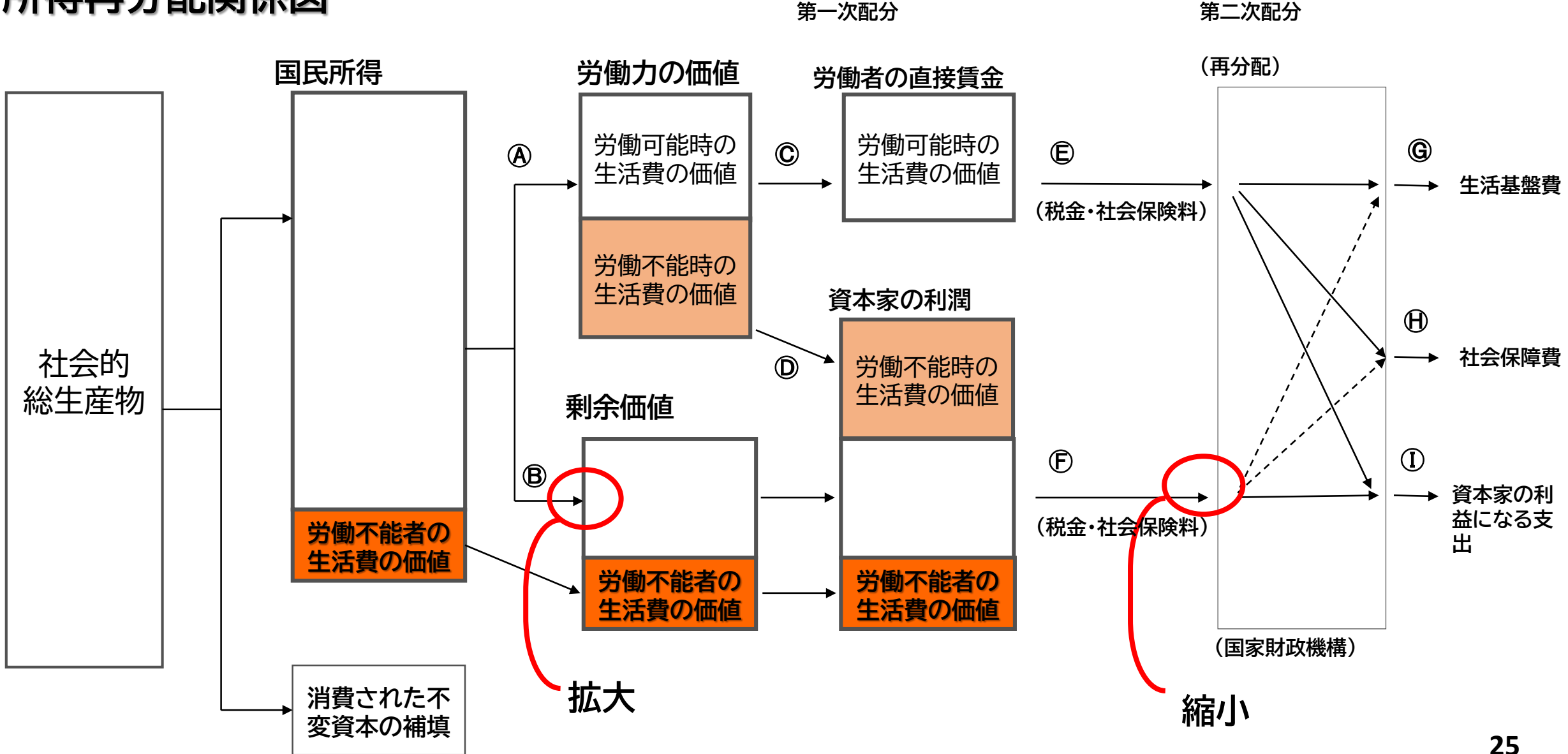
所得再分配関係図



労働不能者の生活費の価値、労働不能時の生活費の価値は一旦資本家の利潤に入るが、あくまで一時預かりである。これらを含めた⑦での資本家の責務がある。

資本家の利潤を最大化するとは

所得再分配関係図



資本主義社会において、 資本家（大企業、富裕層）が富を最大化する ということは何を意味するか？

前図で明らかなように、

① 剰余価値を最大化する



労働力の価値を落としめる

② 資本家が支払うべき税と
社会保険料負担を減らす



- ・法人税・所得税の減
- ・所得再分配機能の破壊
- ・消費税導入

③ 生産にかかわる原材料を安上がりに



- ・安価な化石燃料の大消費
- ・天然資源の大量調達

貧困の再生産

持続可能な人間社会・
自然・環境の破壊

天然資源と生態系の破壊

資本主義の本質

資本の論理 (=利益、利潤の最大化)

剰余価値最大化

↓
労働力の価値の評価を低める

↓
労働分配率を低める

↓
労働者の賃金引下げ・抑制
又、人件費抑制のため解雇・
非正規労働への拡大

↓
低賃金・失業・雇用不安

税・社会保険料負担最少化

↓
労働不能者の生活費の価値分・労働不能時の生活費の価値分
は、そもそも資本側にとっては一時預かりであるにもかかわらず、
資本側の利益・利潤と捉え、

↓
本来なら労働不能者の生活費の価値分、労働不能時の生活費
の価値分すべてと、利益・利潤分の税と社会保険料を国家財政
機構へ支払うべき所、更に値引き、負担軽減を策略

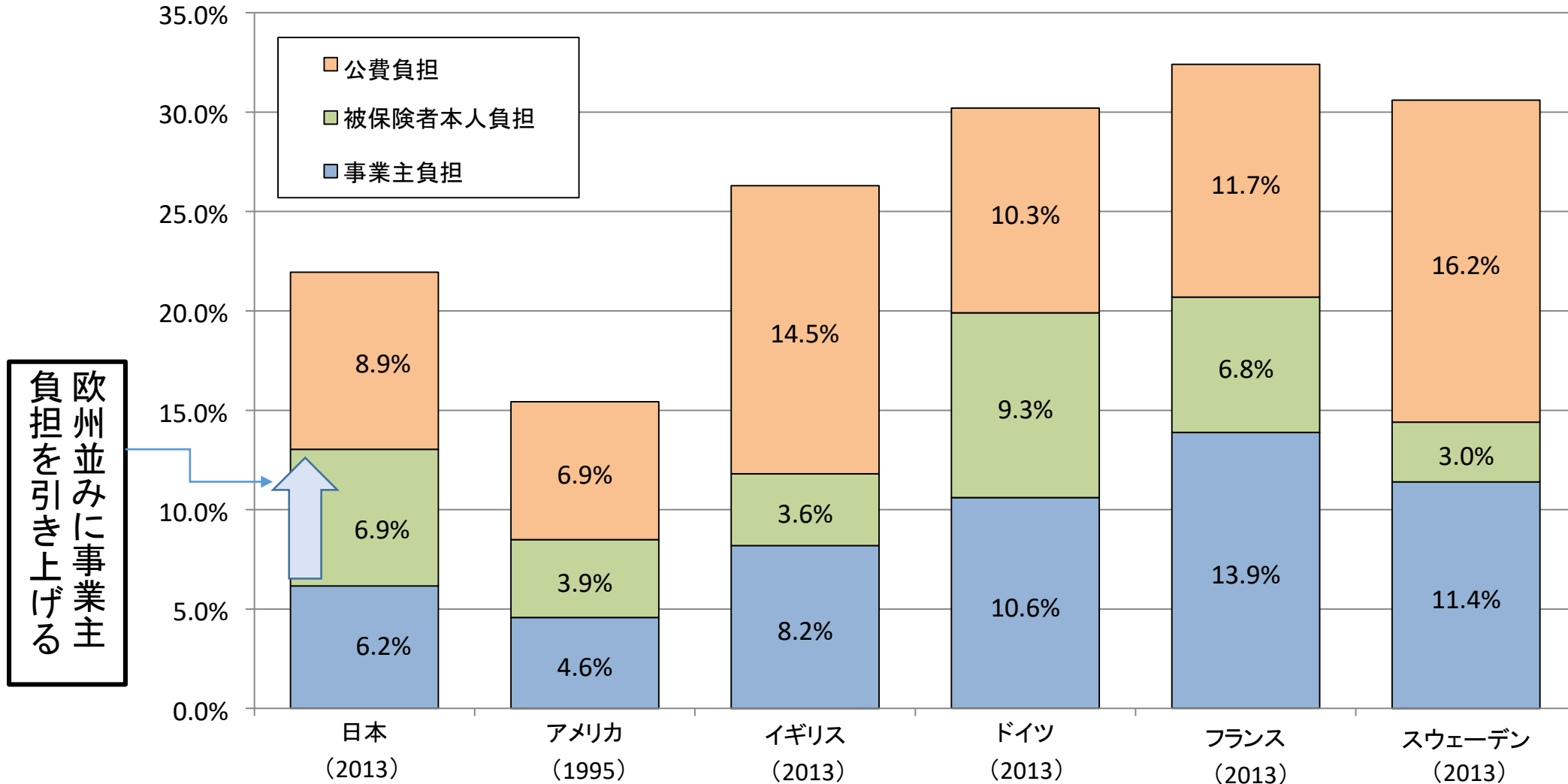
↓
所得再分配原資縮小

↓
所得再分配劣化・破壊

国民生活成り立ちようが無い!!

社会保障財源の対GDP比の国際比較

社会保障制度改革国民会議資料より作成



(資料) 社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(日本)、「社会保障費国際比較基礎データ」(アメリカ)、Eurostat
“European Social Statistics” (イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン)

(注) 厚生年金等における積立金の運用収入は時価ベースで評価していること等に留意する必要がある

日本国憲法9条改憲論について

第1次世界大戦、第2次世界大戦での塗炭の苦しみ、多大の犠牲によるあのような惨禍に人類が二度と経験することが無きように世界平和、戦争なき世界実現に向けて全世界が国連憲章に託された。先の2回の大戦による惨禍を経験したからこそ、その反省と教訓から今後の国際紛争解決のためには武力行使ではなく、徹底的な外交手段に基づくと全世界が誓い合ったのである。

国連憲章第1章第2条3項(なお第1条は目的、第2条は加盟国の取るべき行動規範)

すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。

武力行使ではなく徹底的な外交手段を尽くすとはどういうことでしょうか。紛争解決のために、戦争と武力による威嚇又は、武力の行使は行わないということである。

国連憲章第1章第2条4項

すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

この立場を究極的に各国に迫り実現し得ていない国連の現実が正に今のロシアによるウクライナ侵攻を生んでいる。

戦争と武力による威嚇、武力の行使は行わないとは、即ち、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認であり日本国憲法第9条そのものである。ここに9条の持つ先駆性がある。

よって、今のロシアによるウクライナ侵攻に乗じて憲法9条改憲論議を誘導・加速させようとは、国連憲章と真逆であり、本末転倒、時代逆行もはなはだしい愚論・暴論そのものである。

75歳以上の医療費負担増をくい止めるために

国会内での具体的な動きを

1. 「2割化中止法案」の提出

- ▶ 対案としての2021年通常国会での立憲民主党の提案（「高齢者医療の安心確保のための全世代支え合い法案」）も参考に
- ▶ 少なくともコロナ禍での「2割化」実施は中止！

2. 予算措置により負担軽減（指定公費負担医療制度）

- ▶ 2008年度から2019年度まで、70～74歳の窓口負担2割のうち1割相当分について、支給していた例がある。

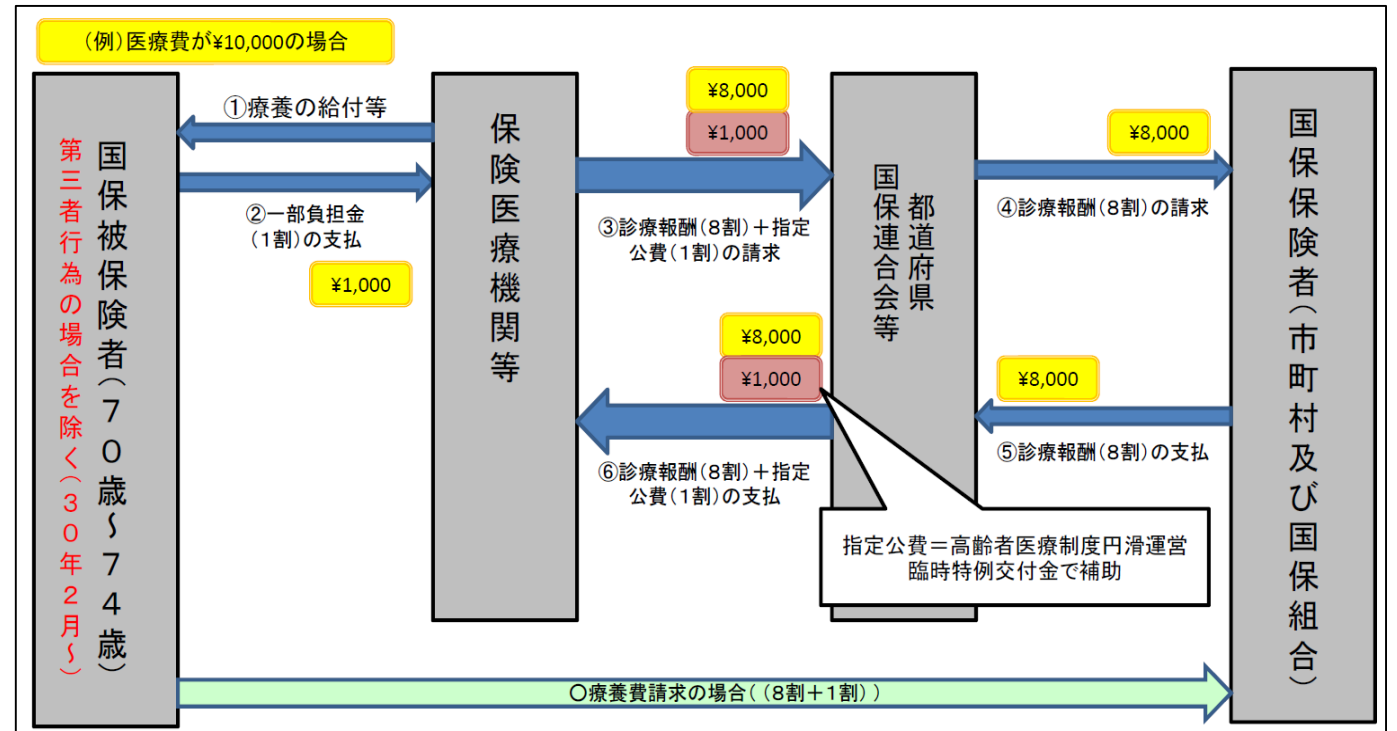
指定公費負担医療制度について

- かつて、70～74歳までの高齢者の医療費の一部負担2割への引き上げが凍結された際に措置された制度。
- 趣旨は、患者の一部負担金の一部(1割分)を、国が、被保険者に代わって支払う、というもの。
- 2008(平成20)年度から支給が始まり、2014(平成26)年度に制度廃止。経過措置が2018〔平成30〕年度末まで設けられていた。

- この制度により

- ①患者の一部負担金は1割のまま、
- ②保険医療機関は、保険者に診療報酬(8割)＋指定公費(1割)を請求し、支払いを受ける。

- 指定公費は、特例交付金による補助を受け、国保連、支払基金に設置された基金から支払われる。



厚労省資料より